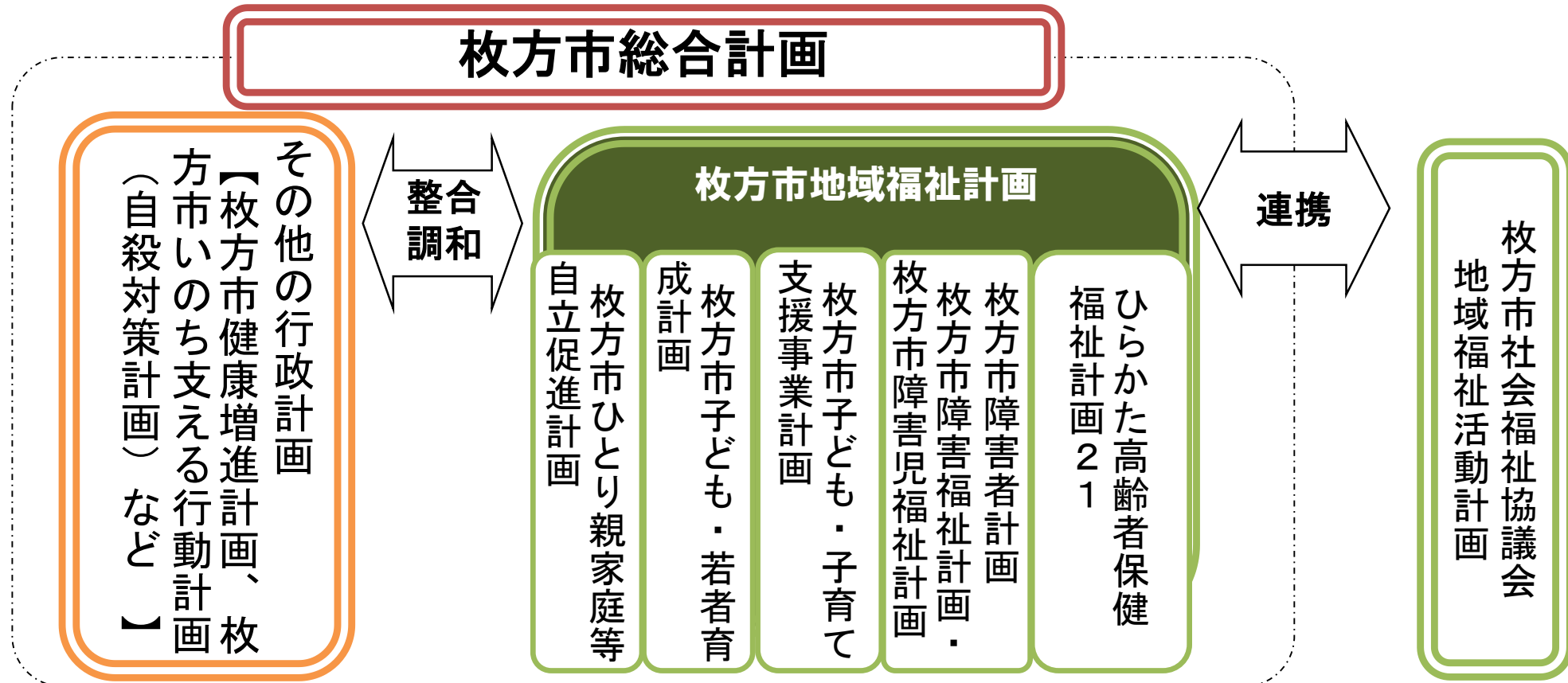


# 枚方市地域福祉計画の 概要

# 法的な位置づけ

- 社会福祉法の第1条で、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定。
- 同法第4条「地域福祉の推進」は、地域住民等（地域住民、事業者、社会福祉に携わるボランティア）が主体となり、相互に協力しながら、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるよう努めなければならない旨を規定。
- 同法第107条「市町村地域福祉計画」では、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」などを盛り込みながら計画を策定していくことを規定。
- 老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども子育て支援法の中でも、各福祉関係計画が地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならないことを規定。

# 「枚方市地域福祉計画」の位置づけのイメージ



- 枚方市総合計画を上位計画とし、福祉に関わる対象者別計画と連携し整合性を図る。
- 枚方市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」とは、基本理念を共有し、同じ方向で地域福祉を推進している。

# これまでの計画策定の経過

- 第1期 平成17年3月策定  
(計画期間：平成17年度～平成21年度)
- 第2期 平成22年6月策定  
(計画期間：平成22年度～平成26年度)
- 第3期 平成27年3月策定  
(計画期間：平成27年度～平成31年度)
- 第4期 令和2年3月策定  
(計画期間：令和2年度～令和6年度)

※ 今期の第4期計画は、社会福祉審議会地域福祉専門分科会を設置して審議を重ねるとともに、関係部署会議の議論、市民意見聴取の実施などを経て策定。平成29年度の社会福祉法改正に対応。